

9月定例市議会報告

9月定例市議会が、9月2日から26日までの会期で開催され、平成20年度一般会計第2回補正予算など、議案が原案どおり可決、承認されました。主な議決案件をお知らせします。



いちじくの里は、いちじく実証ほ場(ハウス)・いちじく館(展示交流コーナー・特産物直売コーナー・加工室・調理室等)などの施設からなり、予定事業費2億6千万円で、平成21年5月のオープンを目指しています(イメージ図)

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します

平成20年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は、4つの健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)と公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務付けられました。

出雲市の平成19年度健全化判断比率と資金不足比率は次のとおりです。

指標	出雲市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	11.53	20.00
②連結実質赤字比率	-	16.53	40.00
③実質公債費比率	21.6	25.0	35.0
④将来負担比率	258.3	350.0	

※実質赤字、連結実質赤字比率は赤字額がないため、「-」で表示しています。

特別会計の名称	出雲市	経営健全化基準
病院事業	-	20.0
水道事業	-	20.0
簡易水道事業	-	20.0
下水道事業	-	20.0
農業・漁業集落排水事業	-	20.0
浄化槽設置事業	-	20.0
風力発電事業	31.1	20.0
廃棄物発電事業	-	20.0
企業用地造成事業	-	20.0

※資金不足がない場合は「-」で表示しています。

監査委員の審査意見書から

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は、いずれも平成19年度は黒字決算となり、比率は算定されていません。③実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っていますが、単年度数値では平成17年度20%、平成18年度21.9%、平成19年度22.9%と急速に悪化しており、地方債残高がこのまま増え続けると、近い将来に基準を超えるのではないかと危惧します。④将来負担比率は、早期健全化基準を下回っています。

4つの指標ともに早期健全化基準を下回ったからといって、安心することなく、今後とも常に危機感をもって財政運営にあたることを望みます。

監査委員の審査意見書から

風力発電事業会計を除く8会計については、いずれも資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されていません。風力発電事業会計においては、経営健全化基準を超えていますが、これは、落雷などの偶発的的事故による修理費の保険金収入相当を繰上充用したものであり、翌年度に確実に収入できるため、特に問題はないと思われま。

◆用語の解説◆

【標準財政規模】

その年度に入る一般財源を全国統一のルールにより計算した額で、標準税収入額等に普通交付税を加えたもの

【実質赤字比率】

一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金(公営事業会計に係る起債償還分の繰出等)の標準財政規模に対する比率

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、この負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標

◆早期健全化基準を超えた場合

財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

◆財政再生基準を超えた場合

財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生が求められます。

◆経営健全化基準を超えた場合(公営企業のみ)

経営健全化計画を定め、計画的な経営の健全化が求められます。

—9月補正予算—

●一般会計

総額6億6,400万円の増額補正
(補正後の予算総額は686億9,900万円)

主な内容

- ◎企業誘致促進費4,110万円
- ◎新ビジネス創業支援事業【新規】1,000万円
- ◎わかあゆの里整備事業【新規】190万円
- ◎防災情報伝達システム整備事業【新規】250万円
- ◎消防庁舎等整備事業1,830万円
- ◎小・中学校耐震化対策推進事業【新規】5,197万円
- ◎佐香コミュニティセンター整備事業3,020万円
- ◎青少年文化センター(仮称)整備事業6,154万円
- ◎障がい者福祉施設整備事業【新規】4,090万円
- ◎「日本の心のふるさと出雲」応援寄附事業【新規】300万円

●特別会計

総額900万円の増額補正
(補正後の予算総額は415億3,223万円)

内容

- ◎風力発電事業900万円

予算案件

◎平成20年度一般会計第2回補正予算(左表)

条例案件

①出雲市まちづくり基本条例
まちづくりへの市民参加の基
本方針などを定め、市民、市議

会および市行政が密接に連携、協働して、21世紀の地方分権自治の担い手にふさわしい出雲市のまちづくりを推進するため、新たに条例を制定するものです。

詳しくは、次号の広報いずも第87号(10月23日発行)でお知らせする予定です。

決算案件

◎平成19年度出雲市一般会計歳入歳出決算認定など(詳しくは6〜7ページをご覧ください)

②出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例
いちじくのPR、新技術の実証、「地産地消」による地域の活性化を目的として設置するいちじくの里について、管理方法などを定める条例を制定するものです。